



## 2学期が終了しました

昨日のスキー教室は素晴らしい天候に恵まれました。数名のけがもありましたが、年に一度の研修を有意義に過ごしてくれたものと思います。

そして、本日、子供たちが待ちに待った2学期終業の日を迎きました。



今学期も子供たちは自分の力を伸ばすべく、授業や行事などの様々な場面で全力を出し切って取り組んでくれたと感じています。学習面では対外的な試験や県下一斉のテスト、検定試験などで好成績を残し、部活動でもほとんどのチームが県大会レベルもしくはあと一歩というところまで頑張ってくれています。また、文化面でもたくさんの生徒が表彰を受け、活気が伝わってくる2学期でした。これも、『早寝・早起き・朝大豆』をキャッチフレーズとした**五ヶ瀬町家庭教育五箇条**を意識した各ご家庭の取組によって支えられていると感謝しております。

が!

先月号でもお知らせしたアンケート結果の、**自分用の携帯電話やスマホを持っている…44%**という結果が気になっています。先月号でお伝えした「契約」としてしっかりと向き合わせることについて、取り急ぎ特集をしましたので、ご家族でじっくりとお読み下さい。ぜひ、冬休みを有効に活用してください。

個人的には、脳科学の側面や発達・発育の面からも**高校を卒業する頃までは自分専用機器を持たせるべきではない!**と考えていますが、44%という所持率を確認し、これはルール作りが急がれると感じました。すでに持ってしまったものを取り上げたり、禁止したりすることは逆効果ですので、将来に向けて心身の健康を守り、適切な使い方を身に付けさせることは私たち大人の責務として、前向きに取り組んでいただければと考えています。



今年も県内各地から「睡眠講話」の依頼を受けて回っています。よく講話後に保護者の方から質問されるのが「まだ持たせたくないと思っていますが、欲しいと言ってきたらどうしたらいいですか?」といった内容です。いつも今号の裏面の「契約書(例)」を見せて、社会人への第1歩として契約を取り交わして下さいとお話ししています。(世の中は契約で成り立っている部分が多いことを知らせる好機として、逆転の発想でとらえることも子育てには必要かもしれないと考えています。)

**本校では全ての生徒に「睡眠講話」の内容を伝えてあります。**成長期の睡眠がいかに大切か。ブルーライトの影響が大人よりも子供に対してもいかに大きいか。通信機器利用に未熟な時期(学生期)の不適切な利用のため将来を台無しにした話。などなど、理解はしているものの、**自分専用機を持った子供一人**



**人では自律的に使いこなすには経験値が少なすぎると思います。**だからこそ、家族みんなで話し合い、変革の激しい現代社会を幸せに生きて行かせるためにもしっかりとみんなでこのことに向き合うべきだと考えます。

情報収集、情報発信、コミュニケーションツール等々として**生活や仕事の中になくてはならないものになってしまった通信機器です。**これから先の社会を生きていく子供たちの先を見据えて、家庭、学校、地域社会が一緒に学び、一緒に取り組み、五ヶ瀬の子供たちみんなを「人間として」育てて参りましょう!

裏面の契約書(例)は、『**ネットに奪われる子どもたち**』(裏面参照)2014年5月30日初版発行、清川輝基編著・少年写真新聞社刊の第7章「家庭で取り組むメディア依存対策」に載せられているものを手本として作りました。この通りに作る必要はありませんが、各ご家庭で参考にして、これに相当するものはぜひとも検討して実践してほしいと思います。

また、例示の中に出てくるイエローカード、レッドカードについては注釈が必要ですので、以下を参考にしてください。(スポーツの場面で使われるものを想像していただくと分かりやすいと思います。)

### イエローカード(注意1回的扱い)

- **出すのは保護者です。**約束(契約)を破った際に、注意喚起としての指導事項(使用の一時停止や反省文を書く、家の手伝いを1週間するなどの罰則等)をあらかじめ決めておき、改善を促す手段です。ペナルティを実行できたら、イエローカードは消えます。できなければ1枚確定です。

### レッドカード(一発退場的扱い)

- **出すのはこれも保護者です。**イエローカード3枚蓄積でレッドカードとなります。ゲーム依存症や睡眠不足、人権侵害などなど、将来にわたって危機的な状況が予測される事態が発生した際には、子供の将来を守るためにも、ためらわずに出すものです。

# スマホ・ネット使用契約書

・これが必要な時代に入っています

## スマホ・ネット使用契約書（例）

**1 スマホの所有権、管理責任は保護者（A）にあり、使用者（B）はスマホを（A）から借用し、（A）の認めた範囲で使用することとする。**

a （A）は、機能制限パスワード、管理上必要なパスワードを管理する。必要な操作がある場合は（A）に操作してもらう。

**2 スマホの使用目的は別に決めた範囲とする。（範囲は話し合いで決めて書き出しておく）**

- a 使用目的を追加する場合は（A）と（B）で協議する。
- b 新規アプリのインストールは（A）が行う。

**3 スマホの使用時間は平日、休日とも（：～：）までとする。**

a 友人、知人には使用時間制限のことを伝えておく。※五中には「Gルール」があります！

**4 自宅での使用、充電はリビングに限り、使用時間以外はリビングの所定の場所に置く。**

**5 （B）は（A）の要求があれば、スマホの使用状況を全て見せる。**

- a （A）に見せられないような使い方、情報発信はしない。
- b プライバシー保護のためパスワードロックは掛けよいかがパスワードは（A）に伝えること。

**6 スマホでの情報発信は誤解を生みやすく、際限なく広がり、未来にわたって消去不可能なものと心がけて行う。**

- a 誰が見ても意味、意図が正しく伝わるように意識し、誰に見られても恥ずかしくない気遣いが行き届いた発信をする。
- b 写真、動画では自分および写っている人のプライバシーに配慮する。

**7 食事中、勉強中、自転車運転中、人と接している時など不適切な場面で使用しない。**

**8 迷惑メールや意味不明の料金請求など、少しでも困った問題などがあると感じた時は、すぐに（A）に相談する。**

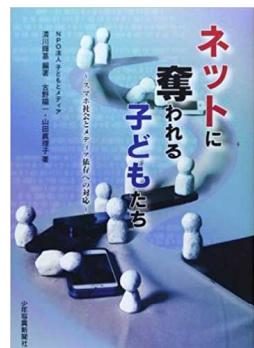
**9 使用禁止事項を行った場合、（B）は罰則を受ける。**

- ・ イエローカード1枚の場合（A）と（B）で改めて契約書の内容を両者で確認し、イエローカード1枚の回収条件を（A）と（B）で話し合って決め実施する。回収条件を満たしたらイエローカード1枚はなくなる。
- ・ イエローカード3枚累積またはレッドカードの場合、1か月の使用停止とする。
- a 3か月以内に使用停止を2回繰り返した時は解約する。
- b （B）が上記の罰則に従わない時（A）は強制的な端末使用停止を行う。

**10 上記の契約は（B）と（A）で協議の上、変更することができる。**

**スマホ・ネット使用契約を結んでも、スマホに頼りすぎず、  
直接的な人間関係、今現実の行動を優先する**

契 約 期 間	年    月    日	から	年    月    日
契約対象スマホ			
保 護 者 A	印		
使 用 者 B	サイン		



※ いずれ、これが当たり前になる時代がやってくると思います。五ヶ瀬中では先行実施をして、試行錯誤しながら後輩達につないでいきましょう！

クリスマス、お年玉などで44%が増えしていくのでしょうか？少し心配しています。